第三百五十三号

令和五年

曜

二月十三日

日

月

#### 目 次

#### 告 示

○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定め ......六一

### 告

○清算人の退任………

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(二 ......六二件)

#### 告 示

# 山梨県告示第三十七号

次のとおり定め、令和五年四月一日から適用する。なお、国民健康保険の国庫負担金等 項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数を 下「政令」という。)第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六 の算定に関する政令の規定による知事が定める数(令和四年山梨県告示第二十七号) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。 令和五年三月三十一日限り、廃止する。 以

令和五年二月十三日

山梨県知事 長 幸 太

- 政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 〇·七
- 政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 · •
- 一.〇三二九四七二三五八五三六 政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数
- 数 〇・七 政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める
- める数 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定 一・〇二四〇二〇〇四四三一二八

六 事が定める数 ○・九九九九九九九九七九九六○ 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知

七 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数とし

て知事が定める数 〇·七

政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数

九 政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定 一 · ○四九五七七三二七〇二三八

十 政令第十一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事 める数 〇・九九九九九九九九三三一六四

が定める数 〇.七

#### 公 告

## 清算人の退任

任の届出があった。 法第十八条第十七項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用する同 解散した猿橋土地改良区から次のとおり清算人の退

令和五年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

市猿橋町藤崎二百六十二番地市猿橋町藤崎二百六十二番地市猿橋町藤崎二百六十二番地市猿橋町藤崎四百七十番地	上手を	J.13,11		mx)(11 (11
肇 大月市猿橋町藤崎千四十八番地	清算	八氏名	住所	退任年月日
信 大月市猿橋町藤崎二百六十四番地 大月市猿橋町藤崎二百六十二番地 大月市猿橋町藤崎三百六十二番地 大月市猿橋町藤崎三百六十二番地		肇	大月市猿橋町藤崎千四十八番地五	令和四年十二月二十五日
勝晴 大月市猿橋町藤崎五百七十六番地 正造 大月市猿橋町藤崎三百六十二番地 大月市猿橋町藤崎三百六十二番地	金井	信	大月市猿橋町藤崎六百八番地	同
勝晴 大月市猿橋町藤崎五百七十六番地 正造 大月市猿橋町藤崎四百七十番地	安藤	好信	大月市猿橋町猿橋千七百六十四番地一	同
勝晴 大月市猿橋町藤崎五百七十六番地正造 大月市猿橋町藤崎四百七十番地	椙本	清一	大月市猿橋町藤崎三百六十二番地	百
勝晴 大月市猿橋町藤崎五百七十六番地	藤本	正造	大月市猿橋町藤崎四百七十番地	同
	杉本	勝晴	大月市猿橋町藤崎五百七十六番地	同

Щ

梨県公

報

Щ

土地改良法 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土

告に係る決定については、 定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定 地改良事業(上岩下西部地区畑地帯総合整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規 を提起することができる。 に対して不服があるときは、 前記の審査請求のほか、 山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公 山梨県を被告として、取消しの訴え

令和五年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 この公告の日から令和五年三月十四日まで
- $\equiv$ 縦覧場所 山梨市役所及び笛吹市役所
- 几 審査請求期間 この公告の日から令和五年三月二十九日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年八月十四日まで

取消しの訴えを提起することができる。 また、この公告に係る決定については、 告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。 条第五項の規定により公告し、 地改良事業(農業水路等長寿命化・防災減災事業月見が池地区)計画を定めたので、同 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営土 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定 及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公 前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、

令和五年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- $\equiv$ 縦覧期間 この公告の日から令和五年三月十四日まで
- $\equiv$ 縦覧場所 上野原市役所
- 几 審査請求期間 この公告の日から令和五年三月二十九日まで
- 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年八月十四日まで

Ŧi.

県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所

発行者

Ш

梨

株サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番